

令和 7 年 3 月 10 日 農業委員会 議事録

1 開会日時及び場所 令和 7 年 3 月 10 日 午後 2 時 40 分

市役所 第一委員会室

2 閉会日時 令和 7 年 3 月 10 日 午後 3 時 26 分

3 委員氏名

(1) 出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
常岡 寿子	吉村 和真	中野 修一	渡 俊次
船越 寛治	松田 正吉	魚谷千代子	青谷 強
安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広	西崎 博文
吉村 博文	松尾 茂樹		

(2) 欠席者

水上シゲ子	松崎 富幸
-------	-------

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野 項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

議案第 2 号 農地法第 4 条（知事）

議案第 3 号 農地法第 5 条（知事）

議案第 4 号 利用権の設定（農用地利用集積計画の公告）

報告第 1 号 農地法第 5 条（届出）

報告第 2 号 農地改良届の受理について

報告第 3 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

報告第 4 号 利用権の終了（農用地利用集積計画）

午後 2 時40分開会

○事務局長（ 君） 令和 7 年 3 月定例農業委員会開会前に、出席委員の確認をいたします。

本会議は 委員から、欠席連絡を頂いております。出席人数は 1 8 名でございます。農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、 会長、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） お疲れさまでした。春になってしまいましたけど、ちょっと調子の悪い時期というふうにはまっております。鼻水とか咳とかしますので、ちょっとお許してください。

それでは、議事をやっていきたいと思います。

.....

○議長（ 君） 議事録署名委員の指名を行います。 委員と 委員のお 2 人をお願いします。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第 1 号農地法第 3 条について、事務局、説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第 3 条の許可申請、申請番号 3—3 9 について説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。今回の申請は、農地法 3 条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。本件の 6 筆の措置については、令和 7 年第 1 回の総会で、あっせんの申出があった農地として報告し、1 月 3 0 日にあっせん協議会が開催され、売買の協議が調ったことから、今回、農地法 3 条の申請が行われたものになります。

譲受人は現在年齢 7 6 歳で、古賀市内において土木業を経営されており、休日に農業をされている方です。農業従事年数は 5 年と伺っております。農業経営状況としましては、主に水稻の作付けを行っておられます。所有する農機具はトラクター、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の 3 ページを御覧ください。庄南区公民館支所東側に位置する、斜線部の 6 筆です。今回の申請地における営農計画としましては、水稻の作付けを行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

次、3—40の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3—40について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢89歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は60年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、野菜、ミカンの栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、コンバイン、田植え機、もみすり機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の4ページを御覧ください。薦野にある麦田橋の東側に位置する、斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付けを行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。農業委員さんは挙手にてお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

それでは次、3—41の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3—41について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢43歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は5年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、イチゴの栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の5ページを御覧ください。青柳小学校の西

側に位置する、斜線部の2筆です。今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付けを行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、挙手でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。農業委員さんは挙手でお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

それでは、次に移ります。3－42の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3－42について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人につきましては、先ほどと同じ説明になりますので、割愛させていただきます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の6ページを御覧ください。青柳にある古賀グリーンパークの西側に位置する、斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付けを行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。農業委員さんは挙手でお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

続きまして、3－43の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3－43について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により贈与を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢63歳で、古賀市内において御夫婦で農業をされている方です。農業従事年

数は44年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻、ケールの栽培を行っております。所有する農機具は、トラクター、動力噴霧機、草刈機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の7ページを御覧ください。青柳小学校の北側に位置する、斜線部の2筆になります。今後の申請地における営農計画としましては、水稻、ケールの栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。

次に、3—44の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3—44について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢67歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は50年と伺っております。農業経営状況としましては、水稻の栽培を行っております。所有する農機具は、コンバイン、トラクター、田植え機、軽トラック等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の8ページを御覧ください。薦野にある大人橋の南側に位置する、斜線部の2筆です。今後の申請地における営農計画としましては、水稻の作付けを行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

○委員（ 君） 最適化推進委員でございますけれども、関係者であります 委員さんが、もう自主的に出られましたので、ちょっと報告をいたします。

○係（ 君） すみません。あとちょっと事務局のほうから補足説明がございまして、申請番号の3—44については、次に説明いたします申請番号3—45、46の譲受人の農業支援

を、薦野地区の農業委員をはじめ、地区の方が技術支援をされており、土地を確保するための売買の案件になっております。

○議長（ 君） 意見がなければ、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

次に、3—45の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3—45について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人は現在年齢26歳で、古賀市内において農業をされている方です。農業従事年数は1年と伺っております。農業経営状況としましては、イチゴの栽培を行っておられます。所有する農機具は、草刈り機、肥料散布機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の9ページを御覧ください。薦野にある麦田橋の北側に位置する、斜線部の2筆です。今後の申請地における営農計画としましては、イチゴの栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

3—46の説明をお願いいたします。

○係（ 君） 農地法第3条の許可申請、申請番号3—46について説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

譲受人につきましては、先ほどと同じ説明になりますので、割愛させていただきます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の10ページを御覧ください。薦野にある麦田橋の北側に位置する、斜線部の3筆です。今後の申請地における営農計画としましては、イチ

ゴの栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明を終わりました。意見があります方は挙手をお願いします。

○係（ 君） 事務局のほうからすみません。1つ訂正がございます。位置図の10ページなんですけれども、地番のほうが「1997-3」となっておりますけれども、正しいのが、「1977-3」が正しいです。申し訳ありません。

○議長（ 君） 何もなければ、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） 次、2号議案に移ります。農地法第4条の3-1の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、農地法第4条の許可申請、申請番号3-1について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法4条の申請により、共同住宅2棟の建設を行う内容になっております。開発面積が1,000m²以上で、3戸以上の共同住宅の宅地開発のため、市の指導要項の対象となり、関係機関との協議が完了していることから、農地法の申請に至っております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の12ページを御覧ください。申請地は、青柳町にある道田池の西側に位置する、斜線部の3筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を他地目で分断されていることから、第2種農地として判断しております。また、古賀市特定用途制限地域の田園居住地地区にも該当する地区になっております。

補足説明をさせていただきますと、机上にこちらのパンフレットをお配りしております。こちらが古賀市特定用途制限地域のパンフレットになっております。簡単に説明させていただきますけれども、この特定用途制限地域は、田園居住地地区と筑紫野古賀線沿線地区の2つの地域に区分され、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を行って、田園居住地地区は、農業地域や森林地域としての環境保全とする居住地域となり、筑紫野古賀線沿線地区は、交通の利便性が良く、商業・工業用地として適している地区で、幹線道路を活用した土地利用する地区になっております。また、この2つの地区によって、建築物等の用途の制限が異なりますので、後で御一読いただければと思います。

それでは、議案書のほうに戻りたいと思います。

次に、計画図等の説明をいたします。13ページに現況図、14ページに計画平面図、15ページに雨水排水計画図、16ページに断面図を記載しております。

14ページを御覧ください。計画としましては、共同住宅2棟、18戸の計画で、進入口については南側に1か所設け、歩道の境界ブロックを設置し、敷地内に受水槽を設置し、宅内に給水する計画になっております。

雨水排水について説明いたします。雨水排水は、敷地内から西側の新設雨水桝に集水し、北側の既存の集水桝に接続し、排水いたします。汚水排水は、宅内から敷地内南側の新設汚水ますに集水し、既存の公共下水道に接続し、排水いたします。

切土・盛土について説明いたします。切土はございません。盛土は最大で約2.8m程度の計画となっております。隣地境界は、西側にU字側溝を設け、西側と東側にはコンクリートブロックにメッシュフェンスを設置し、北側には防草シートを貼り、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。地元からは、令和7年1月29日に、無条件での水利承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

説明は以上になります。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（ 君） 今、現地でも申しましたように、道路を挟んで反対側の大東建託によるアパートみたいなものが建つと聞いております。開発委員会では問題なく、以上です。

○議長（ 君） 事務局等の説明は終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） それでは、議案第3号、農地法第5条、3―16の説明をお願いします。

○係（ 君） 農地法第5条の許可申請、申請番号3―16について説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法5条の申請により売買を行い、特定建築条件付売買予定地に転用し、宅地造成する内容になっております。

申請人、申請地等につきましては、記載のとおりです。

位置図の説明をいたします。議案書の１８ページを御覧ください。申請地は、青柳町にあるクロスパルこがの東側に位置する、斜線部の２筆です。

次に、農地区分の説明をいたします。本申請地は、周囲を他地目で分断されていることから、第２種農地として判断しております。また、市街化調整区域であります。また、建築規制が緩和された町川原１区指定区域内でもございます。また、補足説明として、机上のほうに資料を、こちら３枚置いております。１月の農業委員会でも少し御説明があったかと思いますが、古賀市内で建築規制が緩和された３地区、町川原１区、筵内、高田地区、この３つが、規制緩和により戸建て住宅が建てることができるようになっております。また、地区によって要件等が異なりますので、またお時間あるときに御確認いただければと思います。

それでは、議案のほうに戻りたいと思います。

次に、計画図等の御説明をいたします。１９ページに現況図、２０ページに計画平面図、２１ページに断面図等を記載しております。

２０ページを御覧ください。計画では、申請地内に宅地造成３区画の使用になっております。雨水排水については、敷地内で集水したものを、北側の宅地前面の新設の道路側溝へ、排水いたします。汚水排水については、宅内で集水したものを、北側の宅地前、前面道路の既存の公共下水道に接続、排水いたします。

切土・盛土について御説明いたします。２１ページを御覧ください。申請地内において切土は行わず、盛土は最大で約５０ｃｍ程度の計画となっております。隣地境界は、コンクリートブロックを設置し、土留めと土砂等の流出防止を行います。

最後に、地元水利承諾書について御説明いたします。地元からは、令和７年１月２０日付で、入居者は自治会に入る条件付きでの承諾書の提出がっております。併せまして、区域委員の署名捺印を頂いていることから、事務局で受理しております。

地元委員さんから補足等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○委員（ 君） 現地でも申しましたようにですね、ちょっとここは書類の不備があったんですけれども、行政区長が水利組合及び農区長のほうに行政区長の 氏としてしまっておりました。業者のほうからサインをお願いしますということで、示されるわけなんですけれども、対策としましては、今後、同じようなことが起こらないように、こちらみたいに、氏名じゃなくて役職名を言って、業者の方が勘違いされないような形で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等ありましたら、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

.....

○議長（ 君） 次に、議案第4号、利用権の設定ということで説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第4号、利用権の設定について御説明させていただきます。

22ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律規則第5条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることができるとなっておりますことから、今回、議案を提案させていただきます。

今回、新規で33件、解約更新で30件、新規と解約更新の混合が5件、変更2件、更新13件、以上の83件の申出がっております。

議案の説明としましては、新規を含む案件のみ御説明させていただきます。

会長、副会長、委員、委員、この4名が関係者になりますことから、一時退席のほど、よろしくお願いいたします。

以降の御進行につきましては、副会長のほうにお願いしたいと思います。

〔会長、委員、委員、委員 退席〕

○係（ 君） すみません。それでは、議案第4号の説明を続けさせていただきます。

まず22ページ、申請番号3-294、青柳町及び青柳にございます9筆、面積1万247.15㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和20年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして23ページ、申請番号3-295、谷山にございます1筆、面積1,590㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和17年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして24ページ、申請番号3-296、小竹にございます2筆、面積2,175㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和20年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3-297、米多比にございます2筆、面積2,515㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和17年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして25ページ、申請番号3-298、小山田にございます2筆、面積3,265㎡、

貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和22年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3—299、久保にございます1筆、面積1,125m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和17年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして26ページ、申請番号3—300、久保にございます1筆、面積727m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3—301、筵内にございます2筆、面積4,261m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和20年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして27ページ、申請番号3—302、筵内にございます3筆、面積2,829m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3—303、薦野にございます4筆、面積8,333m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和13年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして28ページ、申請番号3—305、筵内にございます1筆、2,532m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして29ページ、申請番号3—306、谷山にございます1筆、面積1,762m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和12年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3—307、薦野にございます4筆、面積4,279m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和10年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして30ページ、申請番号3—308、谷山にございます1筆、面積2,874m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年6月1日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3—309、谷山にございます2筆、面積5,570m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年6月1日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして31ページ、申請番号3－310、薬王寺にございます2筆、面積5,741m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3－311、薬王寺にございます1筆、面積1,193m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして32ページ、申請番号3－313、薬王寺にございます4筆、面積1,110.63m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして33ページ、申請番号3－314、薬王寺にございます2筆、面積1,825m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3－315、薬王寺にございます5筆、面積2,931m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして34ページ、申請番号3－316、薬王寺にございます1筆、面積647m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして35ページ、申請番号3－317、薬王寺にございます1筆、面積569m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3－318、川原にございます1筆、面積1,716m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして36ページ、申請番号3－319、川原、青柳町及び青柳にございます10筆、面積9,097m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和27年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして37ページ、申請番号3－320、篠内にございます1筆、面積1,597m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3－321、篠内にございます1筆、面積1,186m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

ります。

続きまして38ページ、申請番号3-322、筵内及び久保にございます3筆、面積7,324m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3-323、筵内にごございます2筆、面積636m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして39ページ、申請番号3-324、筵内にごございます2筆、面積2,221m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3-325、筵内にごございます3筆、面積5,317m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして40ページ、申請番号3-326、筵内にごございます1筆、面積1,045m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして、申請番号3-327、筵内にごございます2筆、面積2,017m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして41ページ、申請番号3-328、筵内にごございます4筆、面積2,480.91m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和8年1月1日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして42ページ、申請番号3-330、今在家、筵内及び久保にございます9筆、面積7,007m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして47ページ、申請番号3-338、米多比にごございます6筆、面積4,301m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして50ページ、申請番号3-343、青柳にごございます3筆、面積3,734m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和16年12月末までの貸借りとなっております。

すみません、また続きまして56ページ、申請番号3-354、筵内にごございます3筆、面積

2,504m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和28年12月末までの貸借りとなっております。

続きまして最後、60ページ、申請番号3-361、筈内にございます4筆、面積4,003m²、貸付人、借受人は記載のとおりです。令和7年3月11日から令和26年12月末までの貸借りとなっております。

議案の説明としましては以上でございます。

最後に、新規の利用権設定につきましては、近隣の区域委員の署名捺印等を頂いておりますことから、市で受理いたしております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（ 君） 事務局から説明は終わりました。また質問等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なかったら、賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手8／8名〕

○議長（ 君） はい。全員賛成。

〔 会長、 委員、 委員、 委員 着席〕

午後3時26分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員